

知立市建設工事入札参加者資格総合数値算定要領

(趣旨)

第1条 この要領は、知立市が発注する建設工事の入札に参加しようとする建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する建設業者をいう。以下同じ。）の総合数値の算定に必要な事項を定めるものとする。

(資格審査)

第2条 資格審査は、知立市契約規則（昭和60年規則第8号）第5条の規定に基づき提出された入札参加資格審査申請書について行うものとする。

(総合数値算定基準)

第3条 総合数値は、法第27条の29に規定する総合評定値（以下「総合評定値」という。）に、第4項に規定する主観点を加えた数値とする。知立市内に、法第3条の規定による営業所を有しない者又は前年の工事成績評定のない者は、総合評定値を総合数値とする。

2 総合評定値は、資格審査を行う年の前々年7月1日から前年6月30日の間に審査基準日があるものを用いる。

3 主観点数の算定は、次により算出する。主観点数 $= (A - 65) \times 3 + B \times 2$ （少数点以下切捨）

A 前年の工事成績評定平均点

B 前年の工事成績評定件数

4 前項の主観点数の算出をするための対象工事は、設計金額130万円を超える工事のうち、工期末が前年の1月1日から12月31日の間にある工事とする。

(総合数値の公表)

第4条 前条で算定した総合数値は、知立市内に法第3条の規定による営業所を有する者で知立市に入札参加資格を有する者について、知立市公式ホームページで公表する。

(総合数値の有効期間)

第5条 総合数値の有効期間は、資格審査した年の4月1日から翌年の3月31日までとする。

附 則

この要領は、平成29年3月1日から施行する。